

北海道告示第10151号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第7項の規定により、水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針の案を、北海道総合政策部計画局土地水対策課及び各水資源保全地域が所在する総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、令和4年2月21日までの間、縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同日までの間に、縦覧した案について知事に意見書を提出することができる。

令和4年2月8日

北海道知事 鈴木 直道

1 水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針（案）

(1) ア 指定番号 第182号

イ 名称 余市町白岩地区水資源保全地域

ウ 指定の区域 余市郡余市町潮見町 66 番地、67 番地、68 番地、69 番地、70 番地、71 番地、72 番地、73 番地、74 番地、75 番地、76 番地、77 番地、78 番地、79 番地、80 番地、81 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地、89 番地、90 番地、白岩町 25 番地 1、25 番地 20 から 23 まで、107 番地 1、107 番地 3、109 番地 2、112 番地 1、113 番地 1、113 番地 3、117 番地 1 及び 2、117 番地 6、119 番地 4 及び 5、119 番地 10 から 12 まで、123 番地 1、123 番地 8 から 10 まで、123 番地 14 から 16 まで、123 番地 18、123 番地 24、127 番地 1、134 番地、136 番地、137 番地、138 番地、139 番地 1、144 番地 5、145 番地 1、145 番地 4、146 番地 1、146 番地 4 及び 5、147 番地、148 番地 1 から 3 まで、149 番地 1、149 番地 3、150 番地 1、150 番地 4、151 番地 1 及び 2、152 番地、154 番地、155 番地、155 番地 7、155 番地 9、156 番地、158 番地 1、158 番地 4 から 7 まで、159 番地、160 番地 1、160 番地 5、165 番地、166 番地、167 番地、169 番地、170 番地、171 番地 1 及び 2、173 番地 1、175 番地、176 番地、177 番地、179 番地 1、181 番地、183 番地、184 番地 1、186 番地 3、187 番地 1 及び 2、188 番地 1 及び 2、189 番地、190 番地、191 番地、192 番地、193 番地、194 番地、195 番地、196 番地、197 番地、198 番地、199 番地、200 番地 1 及び 2、201 番地、202 番地、203 番地、204 番地、205 番地、206 番地、207 番地、208 番地、209 番地、210 番地 1 から 3 まで、211 番地、212 番地 1 から 4 まで、213 番地 1 及び 2、214 番地 1 から 3 まで、215 番地、216 番地 1、217 番地 1、218 番地 1 及び 2、218 番地 5、220 番地 2、221 番地 1、222 番地 1 から 3 まで、223 番地 1 及び 2、224 番地 1、225 番地 1、226 番地、227 番地、229 番地、230 番地、233 番地、234 番地、235 番地、236 番地、238 番地、242 番地 1、243 番地 1、244 番地 1、245 番地、246 番地、247 番地 1、248 番地 1 及び 2、249 番地、250 番地、251 番地、252 番地、253 番地、254 番地、255 番地、256 番地、257 番地、258 番地 1、259 番地、260 番地、261 番地、262 番地、263 番地、264 番地、266 番地、269 番地、270 番地 1、275 番地、275 番地 3、276 番地 2、279 番地、281 番地、282 番地、283 番地、284 番地 1、285 番地 1、287 番地 1、288 番地 1、289 番地 1、289 番地 4 及び 5、293 番地、梅川町 561 番地 4、561 番地 6 から 10 まで、562 番地、562 番地 5、563 番地 1、565 番地 3、566 番地 2、566 番地 4、568 番地、570 番地 1、570 番地 3、571 番地 2、571 番地 5 から 7 まで、574 番

地1、575番地1、575番地8及び9、576番地、578番地、579番地、580番地1から10まで、585番地1、1426番地（余市町白岩地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- エ 地域別指針 次のとおり
- (2) ア 指定番号 第183号
- イ 名称 厚岸町片無去地区水資源保全地域
- ウ 指定の区域 厚岸郡厚岸町片無去6番地、7番地、8番地、9番地、10番地、11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、21番地、22番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、35番地、36番地、37番地、38番地、39番地1から145まで、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、54番地、55番地、61番地、62番地、63番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地1及び2、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地1から5まで、85番地1及び2、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地、107番地、108番地、109番地、110番地、111番地、112番地、113番地、114番地、115番地、116番地、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地、125番地、126番地、127番地、128番地、129番地、130番地、131番地、132番地、133番地、134番地、135番地、136番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地、142番地、143番地、144番地、145番地、146番地、147番地、148番地、149番地、150番地、151番地、152番地、153番地、154番地、155番地、156番地、157番地、158番地、159番地、161番地、164番地、166番地、167番地、168番地、169番地、170番地、171番地、172番地、173番地、175番地、176番地、177番地、178番地、179番地、180番地、181番地、183番地、184番地、185番地、186番地、187番地、188番地、189番地、190番地、191番地、192番地、193番地、194番地、195番地、196番地、197番地、198番地、199番地、200番地、201番地、202番地、203番地、204番地、205番地、206番地、207番地、208番地、209番地、210番地、211番地、212番地、213番地、214番地、215番地1及び2、217番地、226番地、229番地、237番地、242番地、244番地、245番地、291番地1及び2、486番地、487番地、488番地、489番地、490番地、491番地、492番地、493番地、494番地、505番地、515番地、535番地、641番地、642番地、646番地、1250番地、1255番地、オッポロ川河川敷地（厚岸町片無去地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

エ 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び関係総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、縦覧に供する。）

2 指定の日

令和4年4月1日（予定）